（略）					
一五九	ガラス容器製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。
（略）					
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二・五とする。
（略）					
一六六	コンクリート製品製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二・五とする。
（略）					
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二・五とする。
（略）					
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。
（略）					
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。
一八八	亜鉛鉄板製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。
（略）					
一八九	めっき鋼管製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。

（略）					
一五九	ガラス容器製造業	一	一・五	一	一・五	
（略）					
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	二・五	一	一・五	
（略）					
一六六	コンクリート製品製造業	一	二・五	一	一・五	
（略）					
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一	二・五	一	一・五	
（略）					
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一	二	一	一・五	
（略）					
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一	二	一	一・五	
一八八	亜鉛鉄板製造業	一	二	一	一・五	
（略）					
一八九	めっき鋼管製造業	一	二	一	一・五	